

品川区幼保連携型認定こども園認可等事務取扱要綱

制定 令和6年9月27日区長決定 要綱第326号

(趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「法施行規則」という。）、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「府省令」という。）、品川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備および運営の基準に関する条例（令和6年品川区条例第34号。以下「条例」という。）、品川区就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（令和6年品川区規則第62号。以下「細則」という。）その他法令の定めるもののほか、品川区内の幼保連携型認定こども園の認可および内容の変更等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公立幼保連携型認定こども園 法第16条に規定する幼保連携型認定こども園
- (2) 私立幼保連携型認定こども園 法第17条第1項に規定する幼保連携型認定こども園

2 前項各号に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、法、法施行規則、府省令、条例および細則で使用する用語の例による。

(設置経営主体)

第3条 幼保連携型認定こども園の設置経営主体は、設置者が経営する事業の全体の財務内容が不健全でなく、事業を運営するに当たって安定性が見込まれなければならない。この場合において、私立幼保連携型認定こども園にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合は、少なくとも財務内容が不健全でないことに当たらない。

- (1) 直近の会計年度において債務超過（負債金額が資産総額を超えていることをいう。）となっている。
- (2) 直近3年間の会計年度において、3年間（設置後3年未満である場合にあ

っては、設置から直近の会計年度までの期間)連続して損失を計上している。
(定員)

第4条 幼保連携型認定こども園は、総定員の範囲内で受け入れることを基本とする。

2 前項の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園は、府省令および条例に定める職員配置および面積に関する基準を下回らない範囲内で、定員を超えて教育および保育を行うことができる。この場合において、当該施設は、地域において年度途中における幼保連携型認定こども園入園の受入体制を整えるものとする。

3 幼保連携型認定こども園は、定員を超えている状況が恒常的にわたる場合（連続する過去の2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在
所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の定員の総和で除したものをいう。）が120パーセント以上の状態をいう。）には、定員の見直しを図るものとする。

(職員)

第5条 幼保連携型認定こども園に必要な園児の教育および保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、府省令第5条第3項に規定する園児の年齢別に、在籍する園児数を同項の表備考欄第1号に規定する園児の教育および保育に直接従事する職員（以下「教育・保育従事職員」という。）の員数の基準となる園児数で除し、小数点第1位（端数が生じたときは、小数点第2位以下を切り捨てる。）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数と、定員について同様に算定した数とを比較し、いずれか多い方の数とする。

2 前項の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園の開設後において、前条第3項に規定する定員と利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項に定める利用定員をいう。以下同じ。）で異なる人数を設定した場合は、前項の規定により算定した数と、利用定員について同様に算定した数とを比較し、いずれか多い方の数とする。

3 幼保連携型認定こども園は、第1項の教育・保育従事職員を常勤の教育・保育従事職員（各幼保連携型認定こども園の就業規則等で定めた常勤職員のうち、期間の定めのない労働契約を結び（1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。）、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3により明示された就業の場所が当該幼保連携型認定こども園であり、かつ、従事すべき業務が教育および保育であるものであって、1日6時間以上かつ月20日以上、常態的に勤務し、当該幼保連携型認定こども園を適用事業所とする社会保険の被保険者である者をいう。以下「常勤教育・保育従事職員」

という。)によって確保することを基本とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園の本来の事業の円滑な運営を阻害せず、教育および保育時間ならびに園児数の変化に柔軟に対応すること等により、園児の処遇水準の確保が図られる場合で、次に掲げる条件の全てを満たす場合には、教育・保育従事職員の一部に短時間勤務の教育・保育従事職員（1日6時間未満または月20日未満勤務の教育・保育従事職員をいう。以下同じ。）およびその他の常勤教育・保育従事職員以外の教育・保育従事職員を充てることができる。この場合において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育および保育の内容に関する事項をいう。）による園児の発達に応じた組またはグループの編制を適切に行うとともにこれを明確にしておくものとする。
 - (1) 常勤教育・保育従事職員が各組または各グループ1人以上（乳児を含む組またはグループに係る第1項により算出された教育・保育従事職員の定数が2人以上の場合は、2人以上）配置されていること。
 - (2) 常勤教育・保育従事職員に代えて短時間勤務の教育・保育従事職員およびその他の常勤教育・保育従事職員以外の教育・保育従事職員を充てる場合の勤務時間数が、常勤教育・保育従事職員を充てる場合の勤務時間数を上回ること。
- 5 府省令附則第5条および条例付則第3項に規定する保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者とは、次に掲げる者とする。
 - (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設等、同法第6条の3第8項、第10項および第12項に係る事業または東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付け12福子推第1157号）に基づく認証保育所（以下「認証保育所」という。）のいずれかで、継続して1年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者。この場合において、継続して勤務した期間中の勤務実績は、少なくとも月平均80時間以上とする。
 - (2) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育者
 - (3) 子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月21日雇児発0521第18号）に基づく子育て支援員研修（子育て支援員専門研修（地域保育コース）のうち選択科目を地域型保育とする研修をいう。以下「子育て支援員研修」という。）を修了した者
- 6 府省令附則第6条の規定を適用する場合、原則として小学校教諭が行う保育は5歳以上児を対象とする。
- 7 条例付則第3項の規定は、8時間を超えて開所する日において、利用定員に

応じて置かなければならない教育・保育従事職員の数を超えて雇用した教育・保育従事職員のうち、第5条第4項各号に掲げる者を、開所時間中における教育・保育従事職員の総数から利用定員に応じて置かなければならない直接従事職員の数を差し引いて得た数の範囲で適用することができる。

- 8 府省令附則第5条および条例付則第3項に規定する保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者ならびに府省令附則第6条に規定する小学校教諭等免許状所持者は、当該幼保連携型こども園の施設長および設置者代表者が、当該職員の教育・保育従事職員としての能力を確認した上で適当と認めるものとする。
- 9 過去3年以内に、法第20条に基づく改善の勧告または命令を受けた幼保連携型認定こども園は、府省令附則第5条、第6条および条例第3項に規定する特例を適用することができない。
- 10 府省令附則第6条または条例付則第3項を適用する事業者は、小学校教諭等免許状所持者または区長が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者の保育士資格取得支援に努め、府省令附則第5条、第6条または条例付則第3項の適用を受ける者であって、保育に従事したことがない者に対しては、子育て支援員研修のほか、乳幼児の保育に関する研修の受講を促すものとする。
- 11 幼保連携型認定こども園は、職員配置について、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、各種研修への参加機会の確保等に努めること。
 - (2) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態および低処遇の教育・保育従事職員が生じることのないよう留意すること。
 - (3) 法第24条に基づき、教育・保育従事職員の勤務実態の状況等について情報提供に努めること。

（建物および設備の基準）

第6条 幼保連携型認定こども園の構造および設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）および関係法令（以下「建築基準法等」という。）の定めるところに従うほか、室内化学物質対策実施基準（別紙1）に基づき室内化学物質対策を実施し、採光、換気等園児の保健衛生および危険防止に十分な注意を払い、府省令および条例に定めるものならびに次項から第5項までに規定する基準による設備を有し、適切に運営するものとする。

- 2 基準設備、面積等は次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる

要件に該当するものとする。

区分	要件
乳 児 室 ま た は ほ ふ く 室	条例第6条に定める面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下同じ。）として確保すること。
保 育 室 ま た は 遊 戯 室	府省令第7条第6項第3号に定める面積を、保育に有効な面積として確保すること。
調理室	(1) 園児が乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室（以下「保育室等」という。）から簡単に立ち入ることがないように、保育室等と区画されていること。 (2) 定員に見合う面積および設備を有すること。
便所	便所には保育室等用とは別に便所専用の手洗設備が設けられているとともに、保育室等および調理室と区画されており、かつ、園児が安全に使用できるものであること。便所の数は園児20人につき1以上であること。

- 3 非常口は、火災等非常時に園児の避難に有効な位置に2カ所2方向に設置するとともに保育室等を1階に設ける場合または屋上に園庭を設ける場合においても、2方向の避難経路を確保するものとする。
- 4 幼保連携型認定こども園の設置者は、室内化学物質対策実施基準に定める基準に基づき実施した室内化学物質の測定結果および対策状況を把握し、安全性が確認された後に開設するものとする。
- 5 幼保連携型認定こども園を設置する場合は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物
 - (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあっては I_s 値0.7以上かつ q 値が1.0以上または $C_{tu}S_d$ 値0.3以上、木造の建築物にあっては I_w 値が1.1以上であることが確認された建築物（子育て支援事業）

第7条 府省令第10条に規定する子育て支援事業は、法施行規則第2条各号に規定する事業のうち、2以上の事業を行うものとする。

- 2 法施行規則第2条第3号に規定する事業については、対象となる児童に応じて、条例に定める基準を満たした上で実施しなければならない。
(衛生管理等)

第8条 幼保連携型認定こども園は、園児の使用する設備、遊具等については、安全かつ衛生的に管理するとともに、必要な医薬品およびその他の医療品を備えるものとする。

- 2 園児の食事の調理または調乳を行う者については、児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について（平成13年8月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を遵守し、施設における衛生管理および食中毒予防を徹底するものとする。
- 3 食事の提供について、幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法または調理業務を委託して行う方法により行う場合は、幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について（平成28年1月18日府子本第448号・27文科初第1183号・雇児発0118第3号）を遵守し、安全、衛生、栄養、食育等に留意するものとする。

(運営委員会の設置)

第9条 法附則第4条第1項に規定する設置者は、幼保連携型認定こども園の運営に関し、当該幼保連携型認定こども園の設置者の相談に応じ、または意見を述べる運営委員会を設置するものとする。

- 2 運営委員会には、社会福祉事業および学校経営について知識ならびに経験を有する者、当該幼保連携型認定こども園の教育および保育サービス利用者（これに準ずる者を含む。）ならびに幼保連携型認定こども園の設置経営主体の実務を担当する幹部職員を含むものとする。
- 3 運営委員会は定期的に開催し、運営委員会を開催した場合は議事録を作成すること。

(公立幼保連携型認定こども園の設置届の手續)

第10条 公立幼保連携型認定こども園を設置しようとする場合は、法第16条および法施行規則第15条第1項の規定により、東京都知事に届け出るものとする。

(私立幼保連携型認定こども園の設置認可の手續)

第11条 私立幼保連携型認定こども園の設置をしようとする者（以下「申請者」という。）は、法第17条第1項および法施行規則第15条第1項の規定に基づき、次項および第3項に定めるところにより申請の手續を行うものとする。

- 2 申請者は、計画の承認を受けるため、計画承認申請書（第1号様式）に、次

に掲げる書類を添付し、区長が指定する日までに提出するものとする。

- (1) 設置者の状況に関する次に掲げる書類（社会福祉法人および学校法人にあつては次のアからコまでに掲げる書類）

ア 法人の登記事項証明書

イ 定款または寄付行為の写し（法人の場合に限る。）

ウ 印鑑証明書

エ 幼保連携型認定こども園の設置者基準に該当する旨の誓約書（第2号様式）

オ 資金計画書

カ 幼保連携型認定こども園の今後5年間の収支計画書（当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合は、返済計画についても記載すること。）

キ 直近3年間の決算報告書（監査証明または決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したものに限る。）

ク 設置者全体の今後5年間の収支（損益）予算書

ケ 設置者全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画

コ 預貯金残高証明書（別に定める計画承認申請書の提出期限の1カ月前以降の時点のものに限る。）

サ 納税証明書（別に定める内容のもの。）

- (2) 建物その他の設備に関する次に掲げる書類

ア 建物の規模、構造および設備ならびに園庭の状況（第3号様式）

イ 最寄駅からの経路等、周辺環境がわかる施設の案内図

ウ 施設の配置図および建物の平面図

エ 幼保連携型認定こども園内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等発生時に入所児童の避難に有効な位置に2カ所2方向に設置されていることが分かるもの）

オ 建物建築時の建築確認申請書、確認済証および検査済証の写し。ただし、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書（既存建築物の場合に限る。）を提出することとし、検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、次の（ア）から（ウ）までのいずれかの文書を提出すること。

（ア） 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁または建築主事が証明した文書

（イ） 建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁または建築主事が確認した文書

- (ウ) 建築基準法適合状況調査報告書等により建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した文書
- カ 土地および建物の登記事項証明書。ただし、計画承認申請書提出時に登記がなされていない場合には、登記後に送付すること（自己所有の場合に限る。）。)
- キ 国または地方公共団体から貸与または使用許可を受ける場合には、それを証する書面（土地および建物が自己所有でない場合に限る。）
- ク 国または地方公共団体以外から貸与を受ける場合には、使用の権利を証する書類（賃貸借契約書等）の写し（土地および建物が自己所有でない場合に限る。）
- ケ 第6条第5項第2号に規定される建築物にあつては、当該事実を客観的に確認できる書類
- (3) 幼保連携型認定こども園の運営方針
 - ア 法施行規則第16条に規定する園則
 - イ 子育て支援事業の計画（第4号様式）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの
- 3 申請者は、設置の認可を受けるため、法第17条第1項および法施行規則第15条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園設置認可申請（細則第6条に規定する幼保連携型認定こども園設置認可申請書をいう。以下「設置認可申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、区長が指定する日までに提出するものとする。ただし、前項に基づく計画承認申請書の添付書類として既に提出し、変更がない書類は提出を省略することができる。
 - (1) 幼保連携型認定こども園施設概要（第5号様式）
 - (2) 設置者の状況に関する次に掲げる書類。ただし、イからシまでについては、前項に基づく計画承認申請書の添付資料として既に提出した書類と変更がない場合は提出を省略することができる。
 - ア 法人代表者の履歴書
 - イ 法人の登記事項証明書
 - ウ 定款または寄付行為の写し（法人の場合に限る。）
 - エ 印鑑証明書
 - オ 幼保連携型認定こども園の設置者基準に該当する旨の誓約書
 - カ 資金計画書
 - キ 幼保連携型認定こども園の今後5年間の収支計画書（当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合は、返済計画についても記載すること。）
 - ク 直近3年間の決算報告書（監査証明または決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書

類を付したものに限る。)

ケ 設置者全体の今後 5 年間の収支（損益）予算書

コ 設置者全体の今後 5 年間の借入金等返済（償還）計画

サ 預貯金残高証明書（別に定める設置認可申請書の提出期限の 1 カ月前以降の時点のものに限る。)

シ 納税証明書（社会福祉法人および学校法人を除く申請者の場合に限る。定める内容のもの。)

(3) 職員関係に関する次に掲げる書類

ア 職員の構成（第 6 号様式。以下「職員の構成」という。)

イ 履歴書の写し（学校医、学校歯科医、学校薬剤師および府省令第 5 条第 4 項ただし書の規定により調理員を置かない幼保連携型認定こども園の調理員を除く。)

ウ 保育士証の写し

エ 幼稚園教諭免許状の写し

オ 府省令附則第 6 条を適用する場合は、小学校教諭または養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）の写し

カ 医師の免許証の写し

キ 普通免許状の写し（養護教諭または栄養教諭を配置する場合に限る。)

ク 所定労働時間の明記された非常勤職員雇用通知書（控）の写し（学校医、学校歯科医、学校薬剤師および調理員を除く。)

ケ 調理業務委託契約書の写し（調理業務を第三者に委託して給食提供する場合に限る。）または外部搬入に係る契約書の写し（外部搬入方式により食事の提供をする場合に限る。)

コ 園長要件を充足することを証する書面（勤務証明等）

サ 第 5 条第 3 項に該当することを証する書類（府省令附則第 5 条および条例付則第 3 項を適用する場合に限る。)

(4) 建物その他の設備に関する次に掲げる書類。ただし、前項に基づく計画承認申請書の添付資料として既に提出した書類と変更がない場合は提出を省略することができる。

ア 建物の規模、構造および設備ならびに園庭の状況が分かる書類

イ 最寄駅からの経路等、周辺環境がわかる施設の案内図

ウ 建物の配置図および平面図

エ 幼保連携型認定こども園内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等発生時に入所児童の避難に有効な位置に 2 カ所 2 方向に設置されていることが分かるもの)

オ 建物建築時の建築確認申請書、確認済証および検査済証の写し。ただし、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書（既存建築物の場合に限る。）を提出することとし、検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、次の（ア）から（ウ）までのいずれかの文書を提出すること。

（ア） 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁または建築主事が証明した文書

（イ） 建築基準法第 12 条第 5 項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁または建築主事が確認した文書

（ウ） 建築基準法適合状況調査報告書等により建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した文書

カ 一級建築士による府省令第 13 条の規定により読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「省令」という。）第 32 条第 8 号を満たしていることを証する書類（保育室等を 2 階以上に設置する場合に限る。）

キ 用途変更に係る建築確認申請書および確認済証の写し

ク 土地および建物の登記事項証明書。ただし、申請時に登記がなされていない場合には、登記後に送付すること（自己所有の場合に限る。）

ケ 国または地方公共団体から貸与または使用許可を受ける場合には、それを証する書面（土地および建物が自己所有でない場合に限る。）

コ 国または地方公共団体以外から貸与を受ける場合には、使用の権利を証する書類（賃貸借契約書等）の写し（土地および建物が自己所有でない場合に限る。）

サ 火災予防条例（昭和 37 年東京都条例 65 号）第 56 条の 2 に基づく届出により消防署から通知される検査結果通知書の写し

シ 第 6 条第 4 項に規定する室内化学物質対策実施基準に基づき実施した室内化学物質の測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることがわかるものであること。）

ス 第 6 条第 5 項第 2 号に規定される建築物にあつては、当該事実を客観的に証明できる書類

(5) 幼保連携型認定こども園の運営方針に関する次に掲げる書類

ア 法施行規則第 16 条に規定する園則

イ 子育て支援事業の計画書

ウ 重要事項説明書（利用者および利用を検討している者に配付するものであつて、アの園則に関する規定および府省令第 13 条の規定により読み替

えて準用する省令第14条の3第1項に基づく苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているものをいう。)

エ 幼保連携型認定こども園を利用する園児に関して契約している保険または共済制度への加入を証する書類の写し

- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの
(公私連携幼保連携型認定こども園の設置届の手續)

第12条 法第34条第1項の規定に基づき、区長による公私連携法人の指定を受けた法人が同項の規定に基づく公私連携幼保連携型認定こども園を設置するに当たり、同条第3項の規定による届出を行うときは、設置を予定する日の20日前までに、公私連携幼保連携型認定こども園設置届に第11条第3項に定める書類を添付し区長に提出するものとする。

(内容変更の手續)

第13条 私立幼保連携型認定こども園(公私連携幼保連携型認定こども園を含む。)の建物その他の設備の規模構造、使用区分、園庭、園舎敷地の使用に係る権利関係、定員等の運営方法または代表者もしくは園長の変更をしようとする者は、法施行規則第15条第2項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園変更事項届出書(細則第16条に規定する幼保連携型認定こども園変更事項届出書をいう。以下「届出書」という。)に次に掲げる書類を添付し、変更しようとする日の20日前までに区長に提出するものとする。ただし、法人の代表者が変更した場合は、理事会等の決議のあった時点で、速やかに届出書を提出すること。

- (1) 名称の変更をする場合 幼保連携型認定こども園施設概要(変更箇所のみ記入すること。以下同じ。)
- (2) 所在地(住所)の表示の変更をする場合 次に掲げる書類
 - ア 幼保連携型認定こども園施設概要
 - イ 区から発行される住居表示変更の通知
- (3) 設置者の名称の変更をする場合(個人の場合の氏名変更を含む。) 次に掲げる書類
 - ア 幼保連携型認定こども園施設概要
 - イ 印鑑証明書(変更後に提出すること。)
- (4) 設置者の代表者の変更をする場合(法人の場合に限る。)
 - ア 幼保連携型認定こども園施設概要
 - イ 代表者の履歴書
 - ウ 印鑑証明書(変更後に提出すること。)
- (5) 設置者の住所(法人の場合は所在地)の変更をする場合 次に掲げる書類
 - ア 幼保連携型認定こども園施設概要

- イ 印鑑証明（変更後に提出すること。）
- (6) 園長の変更をする場合 次に掲げる書類
 - ア 幼保連携型認定こども園施設概要
 - イ 園長の履歴書
 - ウ 園長要件を充足することを証する書面（勤務証明等）
- (7) 定員の変更をする場合 次に掲げる書類
 - ア 幼保連携型認定こども園施設概要
 - イ 職員の構成
- (8) 建物の規模構造および使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）ならびに園庭の変更をする場合 次に掲げる書類
 - ア 建物の規模、構造および設備ならびに園庭の状況が分かる書類
 - イ 建物の変更前後の配置図および平面図
 - ウ 幼保連携型認定こども園内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等発生時に入所児童の避難に有効な位置に2カ所2方向に設置されていることが分かるもの）
 - エ 一級建築士による府省令第13条の規定により読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号を満たしていることを証する書類（新たに保育室等を2階以上に設置した場合に限る。）
- オ 建物建築時の建築確認申請書、確認済証および検査済証の写し。ただし、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書（既存建築物の場合に限る。）を提出することとし、検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、次の（ア）から（ウ）までのいずれかの文書を提出すること。
 - （ア）建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁または建築主事が証明した文書
 - （イ）建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁または建築主事が確認した文書
 - （ウ）建築基準法適合状況調査報告書等により建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した文書
- カ 土地および建物の登記事項証明書。ただし、届出書の提出時に登記がなされていない場合には、登記後に送付すること（自己所有の場合に限る。）。
- キ 第6条第4項に規定する室内化学物質対策実施基準に基づき実施した室内化学物質の測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることがわかるものであること。）

(9) 調理業務に関する変更をする場合 次に掲げる書類

ア 職員の構成（業務委託および外部搬入から設置者が自ら調理することに変更した場合に限る。）

イ 調理業務委託契約書の写し（新たに委託を開始する場合および委託先を変更する場合に限る。）

ウ 外部搬入に係る契約書の写し（新たに外部搬入を開始する場合および委託先を変更する場合に限る。）

(10) 園則を変更する場合 改定前後の園則または園則の変更が確認できるもの（報告書の提出）

第14条 私立幼保連携型認定こども園の設置者は、法第30条第1項および細則 条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園運営状況報告書（細則第12条に規定する幼保連携型認定こども園運営状況報告書をいう。）に職員の構成を添付し、毎年度、別に定める期日までに区長に報告するものとする。

2 私立幼保連携型認定こども園の設置者は、法第30条第3項の規定により、次に掲げる事項が生じた場合、速やかに区長に報告を行うものとする。この場合において、第2号に規定する事項が生じたときは当該園児の氏名、住所および家庭の状況を報告し、第3号から第5号までに規定する事項が生じた場合は感染症または食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を併せて保健所に報告し、指示に従うものとする。

(1) 当該施設の管理下において死亡事案、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合

(2) 当該施設に24時間かつおおむね週5日程度以上入所している園児がいる場合

(3) 同一の感染症もしくは食中毒によるまたはそれらによると疑われる死亡者または重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

(4) 同一の感染症もしくは食中毒の患者またはそれらが疑われる者が10名以上または利用児童の半数以上発生した場合

(5) 前2号に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われる場合

3 区長は、法第30条第3項の規定に基づき、前項の報告のほか認定こども園の適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、その設置者に対して適宜報告を求めることができる。

（幼保連携型認定こども園の廃止または休止）

第15条 幼保連携型認定こども園を廃止または休止する場合は、幼保連携型認定こども園の公共性から教育および保育事業に多大な影響を及ぼすため、設置者は、相当期間の余裕をもって、区長と協議を行うものとする。この場合

において、幼保連携型認定こども園の休止とは、原則として1年を超えない期間停止をすることをいい、建物設備について国庫、東京都または区の補助がなされた幼保連携型認定こども園を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって区に協議しなければならない。

- 2 私立幼保連携型認定こども園（公私連携型認定こども園を含む。）を廃止し、または休止しようとする設置者は、法第17条第1項および法施行規則第17条の規定により、幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（細則第8条第1項に規定する幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書をいう。）に次に掲げる書類を添付し、承認を得ようとする日の2カ月前までに、区長に提出するものとする。

- (1) 財産処分 of 具体的方法を記載した書類
- (2) 職員の退職後の状況を記載した書類
- (3) 園児の具体的な受入計画を記載した書類

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。